

議案第 2 号

屋外広告物の安全管理及び違反広告物への対応について

【意見聴取】

## 1. 屋外広告物の現状について

市では、国土交通省が実施している「屋外広告物適正化旬間」(毎年9月1日～10日)にあわせ、市内パトロールを実施しています。

パトロールでは、安全上問題があるもの、許可申請がだされていないもの、許可基準に適合しないものなど、問題のある屋外広告物を把握することができます。

これら問題のある屋外広告物について適正な管理を推進するため、市は表示者等に是正指導等を行う必要があります。

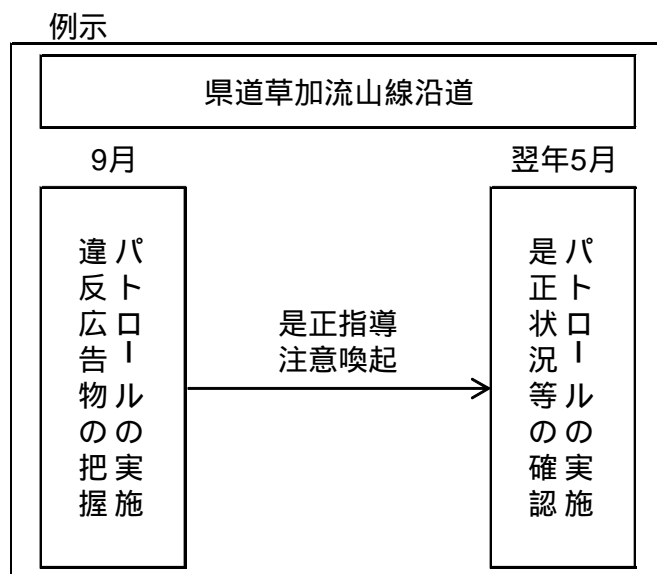
## 2. 意見聴取事項

屋外広告物の適正な管理を推進するため、市では次項に示す方法により事務を展開することを検討しています。そこで、三郷市景観条例第27条の規定を準用し三郷市景観審議会へ意見聴取を行います。

## 3. 屋外広告物の適正な管理の推進案

### (1) パトロールの定期的な実施

- ・市全域を対象とするパトロールは困難なことから、交通量の多い路線、人通りの多い駅周辺を中心とした地域に絞りこみ、パトロールを実施します。
- ・パトロールの実施時期は9月(屋外広告物適正化旬間)、翌年5月頃の2回とします。



(2) 違反広告物への是正指導等

- ・屋外広告物の表示・設置の状況を から までの6段階とし、違反広告物にあたる から までを対象に是正指導等を実施します。
- ・ に該当する屋外広告物のうち、緊急性を要するものについては速やかに是正指導することとします。

表示・設置の状況

危険度	広告物の表示・設置の状況		表示者等への対応
高 ↑ ↓ 低	違反 広告 物	立ててはいけないもの ・禁止広告物 錆・破損等により危険なもの 著しく汚染されたもの ・許可を得ず他人の敷地に立てているもの ・是正が困難なもの	<b>是正指導（文書）</b>  場合により表示者等に対する除却命令又は市による除却の実施
		許可基準を超えているが、是正の余地のあるもの （基準を満たせば設置できるもの）	<b>是正指導（口頭）</b>  是正後許可申請の提出
		許可基準内であるが、許可を得ていないもの	<b>是正指導（口頭）</b>  許可申請の提出
		許可を得ているが、許可シールを貼っていないもの	<b>注意喚起（口頭）</b>
		錆・破損等みられるが、ただちに処置が必要ではないもの	<b>無し</b>
適正に表示された広告物	適正な手続きがなされており、広告物の状態も良好であるもの		